

岐阜市民病院電気需給仕様書

1 概要

- (1) 件名 岐阜市民病院で使用する電気
- (2) 供給場所 岐阜市鹿島町7丁目1番地
- (3) 供給建物 岐阜市民病院
- (4) 業種及び用途 官公庁（病院）

2 仕様

- (1) 供給電気方式等
 - ア 電気方式 交流3相3線式 2回線受電
 - イ 標準電圧 6,000V
 - ウ 標準周波数 60Hz
 - エ 予備電力 予備電源による電気の供給を可能とすること。
 - オ 非常用自家発電設備 3台（2,000kVA、1,000kVA、300kVA） 系統連系なし
- (2) 予定契約電力、予定使用電力量等
 - ア 別紙1のとおり
- (3) 供給期間
 - 令和2年2月1日 0時から令和3年1月31日 24時まで
- (4) 電力量計及び検針方法
 - ア 自動検針装置（財産については岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者のものである。）
 - イ 検針方法 通信線設備を通じての自動検針
- (5) 需給地点
 - ア 常時 岐阜市民病院の構内引込第1柱上開閉器の電源側接続点
 - イ 予備電源 岐阜市民病院の構内引込第1柱上開閉器の電源側接続点
- (6) 電気工作物の財産分界点
 - 需給地点に同じ
- (7) 保安上の責任分界点
 - 需給地点に同じ
- (8) 供給期間中の電力の契約に影響するような電気設備の変更予定なし
- (9) 融雪用電力、自家発補給電力の付帯契約なし

3 その他特記事項

- (1) 電気料金の計算方法
 - ア 1月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間）毎に算定する。
 - イ 毎月の電気料金＝基本料金＋電力量料金＋予備電源 基本料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金（消費税及び地方消費税相当分を含む。）
 - ウ 基本料金＝基本料金契約単価×契約電力×（185%－力率）
 - エ 電力量料金＝電力量料金契約単価×使用電力量＋燃料費調整単価×使用電力量
 - オ 予備電源 基本料金＝予備電源 基本料金契約単価×予備電源 契約電力
 - カ 再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量
 - キ 力率は、その月の8時00分から22時00分までの時間における平均力率とする。
平均力率は、単位を%とし、小数点以下第1位を四捨五入する（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100%とする。）。

$$\text{平均力率} = \text{有効電力量} / \sqrt{\{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2\}} \times 100\%$$

ク 燃料費調整単価は、岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者が適用する単価とする。

ケ 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価については、経済産業大臣が設定した単価とする。

(2) 料金等を計算する場合の単位及びその端数処理

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワット(kW)とし、その端数は、小数点以下第1位を四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1キロワット時(kWh)とし、その端数は、小数点以下第1位を四捨五入する。

ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。したがって、各月の基本料金、電力量料金の合計金額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。ただし、計算途中の小計等には1円未満の端数を含むことができる。

エ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

(3) 毎月の請求書等は岐阜市 市民病院事務局 病院施設課へ送付すること。

(4) 当院は、災害拠点病院に指定されているため、災害発生時には、当院と速やかに連絡をとり、事態に対応すること。

(5) この仕様書に定めのない事項については、発注者受注者協議のうえ定めるものとする。